

多摩市集会所の維持管理について

集会所の維持管理について、市と貴自治会・町会にて集会所の使用を開始した当時の申し合せにより、建物躯体（柱、梁、床、屋根、外壁等）に影響を及ぼす範囲の補修は市の対応とし、下記に準ずる小修繕及び光熱水費については、集会所を管理される自治会・町会にお願いしているところです。また、大半の集会所には机、ホワイトボード、エアコン等の多摩市備品を設置しております。多摩市備品には備品管理用バーコードシールを貼付してあります。集会所備品の状況確認については、毎年、自治会・町会の皆様をお願いしておりますが、修理、買い替え、追加購入などについては、自治会・町会で行っていただき、破損（修理不能）及び紛失の場合は市へご連絡ください。

各集会所とも老朽化が進み、修繕等の頻度が増加するなか、誠に恐れ入りますがご理解とご協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

小修繕：建物の使用に伴う劣化及び毀損に対し、機能を維持するための修繕例等

I. 建物本体

1. 玄関扉又は引戸、アルミサッシ、網戸、雨戸、室内建具等の建付け及び付属する戸車、取っ手、錠等の補修、部品取替
2. 障子、襖、壁紙、畳表替え、交換等の補修、張替え
3. 雨樋の清掃、破損箇所の補修
4. 破損した窓ガラス等の取替
5. 内外部の簡易な塗装（濡れ縁 等）

II. 電気・水道・ガス・空調等の付帯設備

1. 照明器具の管球類取替及び照明器具、コンセント、スイッチ類、配線の修繕、取替
2. 給排水設備（蛇口、衛生器具、洗面所の水周り）機器の止水不良による漏水修繕
3. ガスコンロ（ゴム製ガス管を含む）、瞬間湯沸器等、ガス機器の修繕、取替
4. エアコン、換気扇、換気フード等の清掃、修繕、取替
5. 各種機器に付属する内蔵電池等の取替

III. 外構

1. 敷地内の草刈り及び樹木の剪定、生垣、支柱等の修繕
2. 門扉、外柵等、構造物の清掃、塗装、修繕
3. 汚水・雨水排水管の詰まり、柵蓋等の修繕
4. 建物内外のねずみ、有害虫等の駆除

※玄関の鍵を交換した際は、協創推進室に管理用の鍵を1本お届けください。

多摩市 協創推進室 042-338-6892(TEL) 042-337-7660 (FAX)